



スポ保第 635 号  
令和 5 年 7 月 31 日

各県立学校長 殿

教育局スポーツ保健課長

### 熱中症事故防止の徹底について（通知）

部活動における熱中症事故の防止については、「山形県における運動部・文化部活動の在り方に関する方針」（平成 30 年 12 月・令和元年 7 月）において示しているほか、令和 5 年 5 月 2 日付スポ保第 184 号「熱中症事故の防止及び学校管理下における熱中症受診状況調査について（依頼）」、令和 5 年 5 月 23 日付スポ保第 320 号「スポーツ活動における熱中症事故の防止について（通知）」、令和 5 年 6 月 7 日事務連絡「熱中症事故の防止に向けたマスクの取扱いについて（依頼）」で注意喚起しているところです。

そうした中で、今般、米沢市内の女子中学生が、部活動の帰宅中に路上で倒れた状態で見つかり、熱中症の疑いで病院に搬送され、その後、死亡する事案が発生しました。

つきましては、この度の事故を踏まえて、これまでの部活動方針及び通知を改めて確認するとともに、下記について徹底し、熱中症事故の防止に取り組んでくださるよう指導願います。

### 記

#### 1 部活動等

(1) 熱中症警戒アラート発表時<sup>\*</sup>の部活動等については、活動を行う場所の気象条件はもとより、登下校時の熱中症リスク等も十分考慮しながら、活動中止も視野に検討すること。

※熱中症警戒アラート：WBGT が 33℃以上になると予測されている地域がある時に、県単位で発表

(2) 活動する場合には、活動場所の WBGT 等を事前に確認の上、活動の可否を判断すること。また、活動中も適宜確認すること。

・WBGT31℃以上の場合、原則、活動中止とすること。

・WBGT31℃未満であっても、生徒の健康観察を行ったうえで、部活動への参加の可否を判断するとともに、こまめな水分・塩分補給や休憩の取得等の健康管理を徹底すること。

(3) 熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、迅速に適切な対応を図ること。

(水分・塩分補給、体温の冷却、医療機関への受診勧奨・搬送等)

#### 2 登下校時

(1) 児童生徒等に涼しい服装や帽子の着用、適切な水分補給について指導するとともに、保護者に対しても熱中症対策についての注意喚起を行い、連携を図ること。

(2) 活動終了後は、十分にクーリングダウンを行う等、体調を整えた上で下校させること。

(3) 活動中に具合が悪くなった児童生徒等がいた場合は、下校時に体調を再度確認し、気象状況も踏まえながら、生徒自身による下校の可否を判断すること。下校させることが難しい場合は、保護者等への送迎依頼を検討すること。

#### 【担当】

学校安全担当 神谷 典成

TEL 023(630)2891

FAX 023(630)2893

e-mail kamiyan@pref.yamagata.jp